

(事業の目的)

第1条 株式会社アブレイズが開設する指定（介護予防）訪問看護事業所グランツ（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、厚生労働大臣又は静岡市長が定める規定を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション グランツ
- (2) 所在地 静岡県静岡市清水区蒲原神沢 317-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 常勤換算2.5名以上
看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護に当たる。
- (3) リハビリテーション職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日を定休日）とする。但し、夏季休暇（8月13日から8月15日）、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。通常の実施以外については要相談
- (2) 営業時間は8時30分から17時30分までとする。（通常の実施以外については要相談）

(訪問看護の内容)

第6条 事業所で行う訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 症状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清拭・洗髪・口腔ケアによる清潔保持
- (3) 食事及び排泄等、日常生活の介助と指導
- (4) 褥瘡予防・処置

- (5) リハビリテーションの実施と指示
- (6) ターミナル期の看護
- (7) 認知症の看護
- (8) 療養生活や介助方法の指導・支援
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- (11) 福祉用具等の選択・使用方法の訓練 等

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は静岡市長が定めた基準によるものとし、当該指定（介護予防）

訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額を受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 実施地域の境から片道 5km 以上 10km 未満 | 100 円 |
| (2) 実施地域の境から片道 10km 以上 | 200 円 |

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市清水区蒲原・由比・清水区興津一部・富士市一部・富士宮市一部とする。それ以外の地域については要相談

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備等を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(苦情処理)

第11条 訪問看護の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 提供した訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市

町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所の従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせないものとする。
 - 5 訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社アブレイズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第15条 従業員のサービス提供中に利用者様またはそのご家族様等より、従業員がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）またはセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動により従業員が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。

(業務継続計画に関する事項)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生した場合であっても、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）の策定等するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問看護従業者に対して必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施する。

附則

(変更)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市清水区蒲原・由比・清水区興津一部・富士市・富士宮市一部とする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

5 訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

この規程は、平成30年2月11日より施行する。

(変更)

(営業日及び営業時間)

第5条 (2) 営業時間は8時30分から17時30分までとする。(通常の実施以外については要相談)

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

(変更)

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は静岡市長が定めた基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額を受けるものとする。

この規定は、平成30年8月1日より施行する。

(変更)

(営業日及び営業時間)

第5条 (1) 営業日は月曜日から金曜日まで(土曜日、日曜日を定休日)とする。但し、夏季休暇(8月13日から8月15日)、年末年始(12月30日から1月3日)を除く。通常の実施以外については要相談

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市清水区蒲原・由比・清水区興津一部・富士市・富士宮市一部とする。それ以外の地域については要相談

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市清水区蒲原・由比・清水区興津一部・富士市一部・富士宮市一部とする。それ以外の地域については要相談

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

(変更)

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備等を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

こと。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施

二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三 その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第15条 従業員のサービス提供中に利用者様またはそのご家族様等より、従業員がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）またはセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。

(業務継続計画に関する事項)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生した場合であっても、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）の策定等するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問看護従業者に対して必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。